

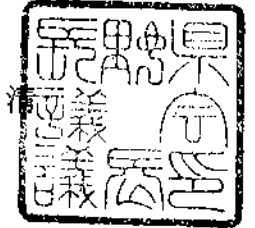


17 議総第 5 号

平成 17 年 (2005 年) 5 月 31 日

長野県知事 田中康夫 様

長野県議会議長 萩原



県有施設における敷地内禁煙について

このことについては、以前から「県民や県職員労働組合の理解と合意を得たうえでの実施」を繰り返し申し上げてきたところであります。

一昨年 5 月に施行された健康増進法においては、官公庁施設等の管理者に対し、受動喫煙防止の対策を講じることを求めているところでありますが、ここで言う「受動喫煙防止のための措置」とは、一般的に禁煙や分煙によるものであり、禁煙のみを指しているわけではありません。

しかしながら、このたび貴職において実施された平成 16 年度県政世論調査においては、上記のような健康増進法の主旨を正確に伝えることなく、さらには、「分煙」に関する設問や選択肢が全く示されていないなど、県民の意向を正確に汲み取ろうとする姿勢に欠けるのは残念でなりません。

また、県職員労働組合からは、未だに合意も得られないなかで、昼休み等に県職員が路上で喫煙する姿を見るにつけ、このような異様な状況の早期解決を切に願うところであります。

さて、県議会においては、これまでも議会棟を原則禁煙としてきております。各会派の議員控室については、その使用方法も含め自主的判断に委ね、各会派の責任において対処しているところであります。このたびのご依頼の趣旨につきましては、各会派を通じて全議員に伝えるところではありますが、受動喫煙防止の方策について関係者の合意が得られているとは言い難い現時点における議会の意見としては、平成 17 年 2 月 21 日付 16 議総第 61 号で回答した内容のとおりであります。